

令和8年度白浜町海業推進事業費補助事業事務取扱要領

第1 趣旨

白浜町海業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）による事業（以下「本事業」という。）に関する事務の取扱いは、白浜町補助金等交付規則（平成25年白浜町規則第17号）及び白浜町水産振興事業補助金等交付要綱（平成31年白浜町要綱第15号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に基づき適正に実施するものとする。

第2 目的

漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要な課題となっている。こうした中、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした「海業」※の振興により、雇用機会の確保と地域の所得向上を図ることが必要となっており、水産庁では令和4年3月に閣議決定された水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において、「海業の振興」を位置付け、漁港を海業に利活用するための仕組みを検討していくことを明記し、海業の取組を促進している。

この補助金は、この海業を推進することにより、水産物の消費増進や交流促進など、地域の水産業を活性化につなげることを目的とするものである。

※〈海業とは：農林水産省HPより〉

海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの（例：「宿泊・体験・観光」、「釣り・マリンレジャー」、「飲食・販売」、漁港活用の増養殖」、「市場見学・加工場活用」等）をいう。

第3 補助金の対象及び額

補助金は、漁業組合又は漁業関係者が構成員の過半を占める団体が水産資源を活用した事業を行うために要する経費を対象とし、500万円を上限とする。

第4 補助対象経費の制限等

1 本事業の実施に要する経費のうち、補助金の対象経費は、以下のとおりとする。

経費の区分	内容
資材等費	原材料等に要する経費
機械装置等費	機械装置の購入や設置に要する経費
広報費	ポスターやチラシ等の広報に要する経費
展示会等出展費	展示会等の出展に要する経費
旅費	販路開拓、周知活動等に要する経費
借料	車や船等のレンタルに要する経費
専門家謝金・旅費	専門的な知識を有する者への謝礼及び旅費として支払う経費
雑役務費	事業遂行に必要なアルバイトに支払う経費
資料購入費	図書、資料の購入に要する経費
産業財産権等の導入経費	特許等に要する経費
通訳料	通訳に要する経費
委託費	上記までの経費区分に該当しない業務に要する経費
外注費	施設の修繕や解体などに要する経費

- 2 実施主体が課税業者である場合は、消費税額は補助対象外とする。
- 3 1件につき20万円以上のものは原則として2者以上から見積書を徴すること。
- 4 作業船・調査船の時間単価は、漁港漁場関係工事積算基準（交通船単価：用船1日49,760円÷8時間）、作業員の単価は、和歌山県土木工事標準積算基準（公共工事設計労務単価：普通作業員1日22,200円÷8時間、特殊作業員1日25,100円÷8時間、潜水土37,400円÷8時間）を基準として算出した額を超えない範囲で団体が定めた額とし、車両による旅費単価は、白浜町職員給与等に関する条例（特定旅費：路程1km30円）に基づいた額とすること。
- 5 補助金の対象経費は、他の業務にかかる経費と明確に区分して整理し、領収書等で確認ができ、また、収入及び支出を記載した帳簿等を備え、経理状況を明確にすること。

第5 採択基準等

本事業の実施にあたっては、次の要件を全て満たさなければならない。

- 1 本補助金で実施する事業は、白浜町又は当町を含めた周辺市町において実施すること。
- 2 本社・本店又は主たる事務所の所在地が白浜町内であること。
- 3 事業の規模及び効果は、受益範囲、利用見込等からみて適正なものであること。
- 4 1事業費が概ね750万円以上であること。
- 5 事業を令和9年2月28日までに完了すること。なお、既に事業に着手しているものについては、当該事業が未完了であれば採択を可とする。

第6 添付書類等

補助金の交付申請及び実績報告における提出書類は、次のとおりとする。

- 1 補助金交付申請（要綱第4条関係）
 - ア 水産振興事業補助金等交付申請書（交付要綱様式第1号）
 - イ 事業計画書（白浜町海業推進事業費補助事業採択要領別記様式）
 - ウ 予算書
 - エ その他町長が必要と認める書類
- 2 補助金実績報告（要綱第9条関係）
 - ア 水産振興事業補助金等実績報告書（要綱様式第6号）
 - イ 支払いを確認できる書類等の写し
 - ウ その他町長が必要と認める書類

第7 維持管理等

- 1 事業実施主体は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業目的が十分達成されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業実施主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産等（以下「財産等」という。）については、補助金の趣旨に即して適正に管理運営しなければならない。
- 3 事業実施主体は、財産等の管理運営状況を明らかにするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 4 財産等の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号大臣官房経理課長通知）」に準じるものとする。